指定自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 報酬算定に係る自己点検表

事	業所	Ø	名	称	
事	業	所	番	号	
実:	地指導	実 施	年 月	日	
記		入		者	職·氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定自立訓練(機能訓練・生活訓練)

実施日

令和

年 月

日

事業所名

算定事例 点検項目 加算概要 算定期間 特記事項 点検書類 あり なし 〇〇加算(記載例) 〇年〇月~現在まで ~であるか ○年○月~○年○月まで等 事業種別 機能訓練型 生活訓練型 宿泊型併設 理学療法士または作 業療法士 1人以上 機能訓練型のみ 生活支援員 常勤が1人以上 看護職員 機能訓練型のみ 常勤が1人以上 宿泊型自立訓練を行う場合、1人以上 就労移行支援員 常勤換算数 常勤 人、非常勤 人(常勤換算) 管理者 当該事業所の従業者として従事する場合又 管理業務に支障がない場合は兼務可 は同一敷地内の事業所等の従業者等として 従事する場合は兼務可 利用定員)人 ※宿泊型併設の場合は併記すること 前年度の利用者平均)人 ※宿泊型併設の場合は併記すること サービス管理責任者常勤 人、非常勤 人(常勤換算 管理者との兼務可 専従であるか 経験年数が基準を満たしているか 実務経験証明書 |サービス管理管理責任者資格・相談支援従事者研修受 資格書類 講証を保有しているか みなし配置を認め ※みなしサービス管理管理責任者の場合 る障害福祉課から 1年以内に研修を受講できる体制である の書類

点検項目	加算概要	算定あり	算定期間	特記事項	点検書類
〇〇加算(記載例)	~であるか	~	〇年〇月~現在まで 〇年〇月~〇年〇月まで等		
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害者が定員の125%を超過しているか 1日あたりの利用障害者数が定員の150%を超えているか				
サービス管理責任者 欠如減算	た時期が一定期間存在するか				
サービス提供職員欠 如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない 期間が存在するか				
個別支援計画未作成 減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか				
標準利用期間超過減 算	事業所ごとの平均利用期間が平均利用期間を超えてい るか				
身体拘束廃止未実施 減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があ るか				身体拘束記録
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対して、居宅を訪問 してサービス提供を行っているか				
福祉専門職員配置等加算(I)	常勤職員(実数)のうち、資格者が35%以上いるか				従業員資格書類
福祉専門職員配置等 加算(II)	常勤職員(実数)のうち、資格者が25%以上いるか				従業員資格書類
福祉専門職員配置等 加算(皿)	直接処遇職員の総数(常勤換算)のうち、75%以上が 常勤職員であるか				
	常勤職員(実数)の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか				
視覚・聴覚言語障害 者支援体制加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害が利用者の100分の30以上いる際、専門性を有する職員を追加で配置しているか。				
初期加算	自立訓練を開始してから30日以内の利用者に対して 加算を算定しているか。				
欠席時対応加算	欠席時の対応記録が適切に残されているか				

点検項目	加算概要	算定あり	事例なし	算定期間	特記事項	点検書類
〇〇加算(記載例)	~であるか	<i>v</i>	0.0	〇年〇月~現在まで 〇年〇月~〇年〇月まで等		
利用者負担上限額管 理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者 について、加算算定をしているか					
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対して、事業所が準備した 食事を提供しているか					
送迎加算(I)	1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ週 3回以上実施しているか					
送迎加算(Ⅱ)	1回の送迎につき、平均10人以上が利用している、 もしくは週3回以上実施しているか					
障害福祉サービスの 体験利用支援加算 (I)	自立訓練を利用する利用者が、指定地域移行支援の サービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った 場合に、加算を算定しているか(5日以内)					
障害福祉サービスの 体験利用支援加算 (Ⅱ)	自立訓練を利用する利用者が、指定地域移行支援の サービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った 場合に、加算を算定しているか(6日以上15日以 内)					
福祉・介護職員処遇 改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算皿を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉·介護職員処遇 改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	
福祉·介護職員等特 定処遇改善加算(I)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特 定処遇改善加算(Ⅱ)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	

点検項目	加算概要		事例	算定期間	特記事項	点検書類
〇〇加算(記載例)	~であるか	~		〇年〇月~現在まで 〇年〇月~〇年〇月まで等		
		生活記	訓練事	業所のみの加算		
地域移行支援体制強 化加算	地域移行支援員を所定の数以上事業所に配置している か。					
医療連携体制加算 (I)【~R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 利用者1名に対して支援を行っているか。				機能訓練を除く。	
医療連携体制加算 (Ⅱ)【~R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 利用者2名以上に対して支援を行っているか。				機能訓練を除く。	
医療連携体制加算 (Ⅲ)【~R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を 行わせているか。				機能訓練を除く。	
医療連携体制加算 (IV)【~R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従 事者が、喀痰吸引等を行っているか				機能訓練を除く。	
(I) 【R3.4.1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 1回の訪問につき利用者8人を限度として看護(1時間未満)を行っているか				機能訓練を除く。	
(Ⅲ) 【R3. 4. 1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 1回の訪問につき利用者8人を限度として看護(1時間以上2時間未満)を行っているか				機能訓練を除く。	
(Ⅲ) 【R3.4.1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 1回の訪問につき利用者8人を限度として看護(2時間以上)を行っているか				機能訓練を除く。	
(IV) 【R3. 4. 1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 1回の訪問につき利用者8人を限度として看護を行っ ているか				機能訓練を除く。 (I)(Ⅱ)(Ⅲ)までのいずれかを算定し ている利用者については、算定しない。	
(V) 【R3. 4. 1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を 行わせているか				機能訓練を除く。	
(VI) [K3. 4. 1~]	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従 事者が、喀痰吸引等を行っているか				機能訓練を除く。 (Ⅰ) ~ (Ⅳ) までのいずれかを算定して いる利用者については算定しない。	
個別計画訓練支援加 算	社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従 業者により、個別訓練実施計画を利用者ごとに作成 し、計画に基づいて支援を行いその記録をおこなって いるか					

点検項目	加算概要		事例	算定期間	特記事項	点検書類
	加升机叉	あり	なし		自由于大	
〇〇加算(記載例)	~ であるか	~		〇年〇月〜現在まで 〇年〇月〜〇年〇月まで等		
短期滞在加算(I)	通所利用者で緊急の必要性が認められるものに対し て、夜勤職員を配置して宿泊の提供を行っているか					
短期滞在加算(Ⅱ)	通所利用者で緊急の必要性が認められるものに対し て、宿直職員を配置して宿泊の提供を行っているか					
日中支援加算	宿泊型自立支援サービスを使っていて他の日中活動 サービスを利用又は一般就労等をしている利用者に対 して、本人がの事情等により日中の活動ができないと きに、昼間における支援を行っているか					
通勤者生活支援加算	利用者のうち100分の50以上が通常の事業所に雇用されている際、日中に就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っているか					
入院時支援特別加算	当該月における入院期間の日数の合計が3日以上7日 未満の場合に必要な支援を行っているか					
	当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場 合					入院時訪問記録

点検項目	加算概要		≦事例	算定期間	特記事項	」 点検書類
	川昇帆女	あり	なし		行記事項	
〇〇加算(記載例)	~であるか	~		〇年〇月~現在まで 〇年〇月~〇年〇月まで等		
長期入院時支援特別 加算	利用者が長期で入院した際、必要な支援を行っている か					入院時訪問記録
帰宅時支援加算	帰宅期間が3日以上7日未満の場合					日報
	帰宅期間が7日以上の場合					
長期帰宅時支援特別 加算	利用者が長期で帰省した際、必要な支援を行っているか					日報
地域移行加算	利用者の退所に先立って、相談支援や訪問等必要な支 援を行っているか					
1友付別加昇	厚生労働省が定める設備基準に適合している事業所 が、医療観察法に基づく通院医療の地容赦、刑務所出 所者等に対して支援を行っているか					
社会生活支援特別加 算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者 等に対して、必要な相談援助等を行っているか					
就労移行支援体制加 算	自立訓練のサービスを利用した利用者が一般就労し、 その後6ヶ月以上継続して就労しているものが、前年 度において1名以上いるものとして届け出を出し、加 算を算定しているか					
特別加算	精神科病院に1年以上入院し、退院後1年以内の利用 者に対して、資格を有している者が支援を行っている か					
ן אַ ניגע 15 דע ויגע 15 דע אר אר	強度行動障害を有していてかつ入所施設に1年以上入 所し、退所後から1年以内の利用者に対して、資格を 有している者が支援を行っているか					
人 [及加升(1)	精神病院等の精神病床を転換した事業所で、1年以上 入院していた利用者に対して居住の場を設け、夜間の 時間帯に夜勤職員を配置しているか					
精神障害者退院施設 支援加算(Ⅱ)	精神病院等の精神病床を転換した事業所で、1年以上 入院していた利用者に対して居住の場を設け、夜間の 時間帯に宿直職員を配置しているか					

点検項目	加算概要		事例なし	算定期間	特記事項	点検書類
〇〇加算(記載例)	~であるか	~		〇年〇月~現在まで 〇年〇月~〇年〇月まで等		
夜間支援等体制加算 (I)	事業所に夜勤職員を配置し、夜間に利用者に対して必 要な支援が行える体制を確保しているか					出勤簿 日報 賃金台帳 個別支援計画
夜間支援等体制加算 (Ⅱ)	事業所に宿直職員を配置し、夜間に利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					出勤簿 日報 賃金台帳
夜間支援等体制加算 (Ⅲ)	利用者の緊急事態に対応できるよう、常時の連絡体制 または防災体制を確保しているか					連絡体制 委託契約書
		機能	訓練事	業所のみの加算		•
加昇(1)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等により、利用者ごとにリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリを行っているか ※特定利用者のみ算定可能					
リハビリテーション 加算(Ⅱ)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等により、利 用者ごとにリハビリテーション計画を作成し、個別の リハビリを行っているか					

福祉・介護職員処遇改善加算

点検項目		点検事項	 点検欄	確認欄
	1	福祉・介護職員の賃金改善(退職手当を除く)に要する費用見込額 が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基 づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	2	加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	3	福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出 をしている	周知かつ届出	
【共通】	4	事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績 (介護職員処遇改善実績報告書)を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一 致 ・国保連の加算額通知 書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	5	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	6	当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当非該当	
	変更事	由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継	読のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事	該ヨなし 提出	
		る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	該当なし	
	I	⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	II	⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ш	⑦-1または⑦-2及び⑧' に適合する	点検事項に適合	
	IV	⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合	
	V	【共通】の①から⑥に適合する(⑦と⑧のいずれも満たさない)	点検事項に適合	
	———— 特別	【共通】の①から⑥に適合する(⑦と⑧のいずれも満たさない)	点検事項に適合	
		aとbとcに適合する a I,II,IIのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ 等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合	
	特定Ⅱ	aとbに適合する a I,Ⅱ,Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ 等で見える化を行っている	点検事項に適合	
【個別】	⑦-1	【キャリアパス要件 I】 (処遇改善加算 I、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ) aと b に適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件(賃金に関するもの含む)及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金 体系を定めている b 書面作成及び周 知している	就業規則等の根拠規定
	⑦-2	【キャリアパス要件Ⅱ】(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)aとbに適合する。a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うことイ 資格取得のための支援を実施すること aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修 実施(機会確保と能 力評価又は支援実 施) b 周知している	計画等の文書 研修等の記録
	⑦-3	【キャリアパス要件Ⅲ】 (処遇改善加算 I) aと b に適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みア 経験に応じて(勤続年数や経験年数等) 昇給する仕組みイ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み (客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要) b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している		就業規則等の仕組み? 規定した文書(就業規 則、給与規定等)

8	【職場環境等要件】(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ) 平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。	内容・費用を 全介護職員に周知	
8'	【職場環境等要件】(処遇改善加算皿、IV) 平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇 改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び介護職員の処遇改 善に要した費用を全ての職員に周知している。	内容・費用を 全介護職員に周知	